

令和6年4月1日受付分から

八代市コミュニティセンター利用についてのお知らせ

1. コミュニティセンター利用の取扱いについて

八代市内各コミュニティセンターを利用する際の取扱い〔**利用許可関係及び営利利用・非営利利用**〕について、**令和6年4月1日受付分から**以下のとおりとします。

主に、**企業や確定申告を行う必要がある個人事業主**の利用について、**地域貢献を目的とした利用の場合を除き営利利用**となります。

2. 施設利用の許可・不許可・停止又は取消しについて

○施設利用の許可について

施設の利用は、活動内容が次の①～④のいずれかに該当すると認められる場合に許可します。

- ①地域住民、市民活動団体等の地域づくり活動を促進するものであること。
- ②健康増進事業等の地域福祉活動を促進するものであること。
- ③趣味、教養等生きがいを高めるための活動を支援するものであること。
- ④その他、許可を行うことが適当と認めるものであること。

※利用の許可につき、施設等の管理上必要な条件を付ける場合があります。

○施設利用の不許可について

施設の利用について、活動内容が次の①～④に該当すると認められるときは許可できません。

- ①公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- ②施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- ③施設等の管理上支障があると認めるとき。
- ④その他、利用の制限の必要があると認めるとき。

○施設利用の停止又は許可の取消しについて

施設の利用について、次の①～④に該当するときは、利用の停止又は利用の許可を取消します。

- ①八代市コミュニティセンター条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- ②偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- ③利用許可の活動内容に違反したとき。
- ④施設利用の不許可についての①～④のいずれかに該当するに至ったとき。

3. 営利・非営利の区分について

営利利用と非営利利用の区分については以下のとおりとなります。

【営利利用】

各部屋の使用料は、営利利用（次の①～④まで掲げる利用をいいます。③以外では確定申告を行う必要がある個人事業主が行う利用も含まれます。）に当たる場合は**2倍**となります。

- ①物品の販売など
- ②講座、教室、私塾、資格講習、資格試験、検定試験など
- ③営利企業の社内会議、社員研修、勉強会、福利厚生、求人説明会、採用試験など
- ④上記の他、利用実態に照らして施設管理者が営利利用に当たると判断する利用

【非営利利用】

営利利用に当たらない利用は非営利利用となります。主に次のような利用が非営利利用に当たります。

利用の態様	利用者
(1) 国の行政機関、地方公共団体等がその業務として行う事業	国の行政機関・地方公共団体(地方公営企業を含む。）・独立行政法人・地方独立行政法人・株式会社以外の特殊法人 (例) 官公署、国公立学校、国公立病院、NHK、JRA など
(2) 地域活動団体等の活動、催事	町内会、まちづくり協議会、その他これに類する地域活動団体
(3) 営利を目的としない法人・団体の活動、無料催事（国の行政機関又は地方公共団体から受託して行う無料催事を含む。）	営利を目的としない法人・団体 (例) NPO法人、ボランティア・社会貢献・社会奉仕活動を行う団体、社会福祉法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、農業協同組合、労働組合、商工会議所、商工会 など
(4) 国家資格を有し特定の職業に従事する者の団体の活動、無料相談	国家資格を有し特定の職業に従事する者の団体 (例) 弁護士会、税理士会、司法書士会、土地家屋調査士会、行政書士会 など
(5) 営利企業等による地域貢献を目的とする無料催事	営利企業 など
(6) 宗教法人の一般利用	宗教法人（勉強会や会議の利用に限る。）
(7) 設立の届出が行われている政治団体の一般利用	設立の届出が行われている政治団体（勉強会や政策報告会などに限る。）
(8) 個人等の一般利用（確定申告を行う必要がないものに限る。）	個人、サークル、同好会 など